

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	子ども家庭課
委 託 業 務 名	令和 6 年度児童手当制度改正対応業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町 3 番 1 号
概 要	児童手当業務に使用している富士通 Japan 製のシステム「MISALIO 児童手当」について、令和 6 年 6 月に児童手当法が改正されたことに伴い、所得制限の撤廃等に係る改修対応を行う。
契 約 期 間	令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 8 月 1 日
契 約 金 額	3 6 , 5 9 0 , 2 9 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 1 京都フコク生命四条柳馬場ビル 〔名 称〕 富士通 Japan 株式会社 京都公共ビジネス部
契約相手方の選 定 理 由	選定業者は、当該システムの開発業者で、ソフトウェアのライセンスを有しており、ソースコードを公開していないことから、当該業者以外にシステム改修業務を行うことができないため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。